

2004年5月14日

各位

会社名 サイトサポート・インスティテュート株式会社
代表者名 代表取締役 社長 尾芝 一郎
(コード番号 2386 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役 副社長 平野 良一
(電話 03-5436-2850)

新株予約権方式によるストックオプションの付与について

当社は、2004年5月14日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記の通り、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、2004年6月29日(火)開催予定の当社第5期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

【記】

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役及び幹部社員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 50,000 株を上限とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日以降、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行、または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

(6) 新株予約権の行使可能期間

2006 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までとする。

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。

各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

その他の行使の条件については、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却できる。

未行使の新株予約権を当社が取得した場合にはいつでも、これを無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を新株予約権の割当を受ける者との間で締結する。

〔 新株予約権割当契約の要領 〕

- (1) 対象取締役、監査役が任期満了、解任、自己都合による辞任、もしくは資格喪失等により、その地位を失ったときは、権利を行使することができない。ただし、取締役・監査役・従業員間の身分変更のための解任・辞任は除く。
- (2) 対象従業員が懲戒処分により解雇されたとき、及び退職したときは権利を行使することができない。
- (3) 権利の譲渡、質入れ、その他の処分及び相続は認めない。
- (4) 上記の他、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

- (注) 新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について 2004 年 6 月 29 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定致します。

以上